

指定管理者の管理運営に関する総括評価票

所 管 課	健康福祉政策課泉健康福祉地域事務所
評 価 対 象 期 間	平成31年4月1日 ~ 令和3年3月31日

I 指定概要

施設概要	名 称	八代市憩いの家	
	所在地	八代市泉町下岳2974番地	
	設置目的	老人の健康の増進と老人相互の親睦を図り、もって老人の福祉向上に資する。	
指定管理者	名 称	社会福祉法人 八代市社会福祉協議会	
	所在地	八代市本町1丁目9番14号	
指定管理業務の内容		憩いの家の利用に関する業務 憩いの家の維持管理に関する業務	
指 定 期 間		平成31年4月1日 ~ 令和4年3月31日	3年

II 利用状況

	令和2年度 (評価対象期間の最終年度)	平成31年度 (評価対象期間の初年度)	増減 ※評価対象期間の最終年度 と初年度との比較
開館日数	290	292	▲ 2
施設利用者数	736	2,290	▲ 1,554
施設稼働率	100	100	0
事業参加者数	736	2,290	▲ 1,554

III 収支状況 (評価対象期間全体) ※最終年度は入れない。

(単位：千円)

	予 算	決 算	効果額	備 考
収 入	80	159	79	
指定管理料	80	159	79	
利用料金			0	
その他 (寄付金)			0	
その他 (補助金)			0	
その他 (介護事業費)			0	
その他 ()			0	
支 出	268	159	109	
人件費	0	0	0	
事業費	260	151	109	
事務費	8	8	0	
収 支	-188	0	188	

IV 評価結果

評価項目及び評価のポイント	配点	評価レベル	得点
1 当該公の施設の設置目的の達成に関する取組み	40		28
(1) サービス向上の実現に向けた具体的な取組み	20	4	16
①開館時間・休刊日の利用			
②利用状況			
③広報契約			
④勤務者の教育・研修			
⑤その他の取組み			
(2) 利用者満足度	20	3	12
①意見・ニーズの把握、反映			
②苦情対応			
③情報提供			
[評価の理由] 住民の親睦を図る集いの場として各種集会、行事等の会場の場の提供ができており、高齢者の心身の健康維持・向上させるためにいききサロンを通年開催し、多くの利用者がある。高齢者のふれあいや生きがいの場としての機能を果たしている。			
2 管理経費縮減に関する取組み	15		9
(1) 経費節減のための工夫と効率的な運営の仕組み	10	3	6
①経費節減の取組み（人件費・光熱費等）			
②業務の委託			
③会計処理			
(2) 収入の増加	5	3	3
①収支			
[評価の理由] 職員が意識してこまめに各部屋のスイッチ操作を行う等、細かく節電・節水に努めている。			
3 当該公の施設の管理を安定して行うために必要な取組み	30		21
(1) 施設管理手法及び維持管理体制	15	4	12
①適正な人員配置			
②勤務者の教育・研修			
③施設・整備・備品納入業者管理（点検や修繕等）			
④入浴施設の衛生管理			
(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	15	3	9
①緊急事態の対応（準備）			
②個人情報の保護			
③情報更改			
④守秘義務			
⑤文書の整理保存			

<p>【評価の理由】 職員の実質向上のため、守秘義務等の倫理意識等の研修を開催している。職員が正しい知識を身に付け共通の認識を持つことで、サービスの平準化へもつながっている。また設備保守点検は市内業者に委託して定期的に行われている。緊急事態の対応については、蘇生法等研修会を開催し体制を整えている。</p>			
4	その他の取組み	15	9
	(1) 市民に親しまれる施設にする為の取組み	7	3
	①地域との連携		
	②他の市民利用施設との連携		
	③地域交流事業の実施		4.2
	(2) 地域雇用への配慮	8	3
	①市民採用・再雇用		
	②地元業者委託		4.8
<p>【評価の理由】 様々な地域の行事、集会等に場所を提供している。雇用については、ほとんどが市内在住の方を採用している。設備保守点検は市内業者に委託し定期的に行われている。</p>			
合 計		100	67

【総合評価結果】

合計得点	67	評価ランク	C
------	----	-------	---

【評価レベル】

評価レベル	乗 率	内 容	備 考
5	100%	良 い	目標(計画)を大幅に上回り、優れた管理運営がなされている
4	80%	↑	目標(計画)を上回る管理運営がなされている
3	60%	普 通	目標(計画)通り適性に管理運営がなされている
2	40%	↓	目標(計画)を下回る管理運営がなされている
1	20%		目標(計画)を大幅に下回る管理運営がなされている
0	0%	適切でない	不適切な管理運営がなされている

【各評価項目の得点の算出方法】

$$\text{各評価項目の得点} = \text{各評価項目の配点} \times \text{評価レベル(乗率)}$$

【総括評価】

- A：総合評価の結果、特に優れていると認められる
(合計得点が90点以上)
- B：総合評価の結果、優れていると認められる
(合計得点が80点以上90点未満)
- C：総合評価の結果、適性であると認められる
(合計得点が60点以上80点未満)
- D：総合評価の結果、努力が必要であると認められる
(合計得点が20点以上60点未満)
- E：総合評価の結果、かなりの努力が必要であると認められる
(合計得点が20点未満)

【次回選定時の措置】

A評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の10%を加点する。

B評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の5%を加点する。

C評価の指定管理団体は、加点・減点を行わない。

D評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の5%を減点する。

E評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の10%を減点する。

※複数の施設について、一括して指定管理者を公募する場合は、各施設の「指定管理者の管理運営に関する総括評価表」総合評価結果の合計得点の平均点により評価ランク（A～E）を決定する。